

令和元年仙審第33号

裁 決
漁船A遭難事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官鈴木勲出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
平成31年4月29日11時15分
青森県むつ小川原港南東方沖合
- 2 船舶の要目
船種 船名 漁船A
総トン数 75トン
全 長 31.21メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 514キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和54年8月に進水し、可変ピッチプロペラを有する沖合底びき網漁業に従事する船尾トロール型の鋼製漁船で、船首楼甲板に操舵室が設けられ、同室後方にトロールウインチが、後部甲板中央の両舷にカーゴウインチが備えられ、いずれも操舵室から同室の窓越しに遠隔操作が可能であった。

(2) 漁具

漁具は、長さ約6メートルの合成繊維製袋網の両側に、長さ約90メートルの同繊維製荒手網及び袖網を接続して漁網部とし、同部の両側にそれぞれ直径約50ミリメートル長さ約1,800メートルのステンレス製ワイヤロープの引き綱が接続されていた。

(3) 操業方法等

Aの操業は、1そうびきの「駆けまわし」と呼ばれる漁法で、引き綱の端に付けた浮標を投入して航走しながら引き綱及び同綱に連結された漁網部並びにもう一方の引き綱を順にひし形に延出させたのち、最初の位置に戻って同浮標を回収し、2本の引き綱を船尾に固定して曳航しながら海底付近に生息している魚類等を採捕するものであった。

揚網作業は、漁ろう長が操舵室で作業全般の指揮に当たりながら、網が船尾付近で漂って絡網しないよう、舵効のある最低速力に調整して自動操舵とし、トロールウインチを自ら操作して引き綱をスリップウェイ付近まで引き揚げたのち、カーゴウインチで漁網部を後部甲板上に引き揚げ、袋網から漁獲物を得るものであった。

(4) a 受審人の経歴

(省略)

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、漁ろう長を兼務する a 受審人ほか7人が乗り組み、操業の目的で、船首2.0メートル船尾4.0メートルの喫水をもって、平成31年4月29日02時10分青森県八戸港を発し、同県むつ小川原港南東方沖合の漁場に向かった。

a 受審人は、04時00分頃前示漁場に至って操舵室で作業全般の指揮を執りながら操業を開始し、11時05分陸奥塩釜灯台から075度（真方位，以下同じ。）6.6海里の地点で、針路を112度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分800にかけ、プロペラ翼角を前進2度1.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で、同室後部に設置してあるトロールウインチのハンドルを自ら操作しながら6回目の揚網作業を開始した。

6回目の揚網作業を開始したとき、a 受審人は、時折、網が海潮流等の影響を受けて船尾付近に漂う状況となったが、5回目まで同じ速力で無難に揚網することができていたので、6回目も速力を変えなくても無難に揚網できると思い、船尾配置の甲板長に指示して網などの方向等を逐次報告させるなど、網の状況確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうしてa 受審人は、揚網を続けていたところ、11時15分陸奥塩釜灯台から076度6.8海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、網が推進器に絡まって機関が停止し、航行不能となった。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、付近には西北西方に向かって流れる約0.2ノットの海潮流があった。

その結果、推進器翼に欠損を、網に損傷をそれぞれ生じたが、僚

船により八戸港に引き付けられ、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件遭難は、青森県むつ小川原港南東方沖合において、時折、網が海潮流の影響を受けて船尾付近に漂う状況下で揚網する際、網の状況確認が不十分で、網が推進器に絡まったことによって発生したものである。

a 受審人は、青森県むつ小川原港南東方沖合において、時折、網が海潮流の影響を受けて船尾付近に漂う状況下で揚網する場合、絡網するおそれがあったから、船尾配置の甲板長に指示して網などの方向を逐次報告させるなど、網の状況確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、5回目まで同じ速力で無難に揚網することができていたので、6回目も速力を変えなくても無難に揚網できるものと思い、網の状況確認を十分に行わなかった職務上の過失により、網が船尾付近で漂う状況となったことに気付かず、揚網を続けるうちに網が推進器に絡まり、航行不能となる事態を招き、推進器翼及び網に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

仙台地方海難審判所

審判官 杉 谷 昭